

山辺町固定資産税減免取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山辺町町税条例（平成21年条例第1号。以下「条例」という。）第71条第1項の規定による固定資産税の減免の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(減免基準)

第2条 固定資産税の減免については、次の表に定める範囲及び割合によるものとする。

表 固定資産税の減免基準

根拠 条項	減 免 の 範 囲	減免割合	摘 要
第1条 第71 条第1 項	1 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助の適用を受けている者 ----- 2 生活困窮のため私的な扶助を受ける者で、納付が著しく困難であると認められる者	全部	当該事由の存続する期間中に到来する納期について納付すべき税額について適用する。
同第2号 (有料で使用するものを除く。)	公益のため直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く）で、次のいずれかに該当するとき。	全部	
	(1) 児童の保育及び遊戯に必要な施設を有し、児童の心身の育成に寄与するために公開されている保育及び遊園地等の用に供する固定資産		
	(2) 高齢者の生きがい及び健康の増進に寄与するために設置され、必要な整備がされている広場等の用に供する固定資産		
	(3) 不特定多数人の用及び専ら広く地域の集会の用に供する地縁団体、特定非営利活動法人その他これらに類する団体の固定資産（有料で借り受けた者が直接地域的な協同活動に使用する場合を除く。）		
	(4) 不特定多数の人及び車の自由通行の用に供されている私道で、公共の用に供する道路に準ずる固定資産		
	(5) 専ら消防、防火などその目的の用に供する固定資産		
(6) 国、地方公共団体、公社その他これに類するものに対して無償で貸付けをしている固定資産			
同第3号	1 土地 災害により被害を受けた農地又は宅地が、流出、水没又は崩壊等により作付け不能又は使用不能となった場合で、次のいずれかに該当するとき。なお、災害により被害を受けた農地又は宅地以外の土地については、災害により被害を受けた農地又は宅地の場合に準ずる。		災害を受けた日以後に到来する納期において納付すべき当該年度の税額について適用する。

	(1) 被害面積が当該土地の面積の10分の8以上であるとき。	全部	ただし、災害を受けた日がその年度の翌年度の賦課期日以後であるときは、災害を受けた日の属する年度の翌年度の税額についても適用する。
	(2) 被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき。	10分の8	
	(3) 被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき。	10分の6	
	(4) 被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき。	10分の4	
	2 家屋 災害により著しく損傷を受け家屋としての利用価値を減じた場合で、次のいずれかに該当するとき。		
	(1) 全焼、全壊、流失、埋没等により、家屋の原形をとどめないとき、又は復旧不能のとき。	全部	
	(2) 主要構造部分が著しく損傷し大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたとき。	10分の8	
	(3) 屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき。	10分の6	
	(4) 腰壁（下壁）、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき。	10分の4	
	3 償却資産 家屋に準じる。	家屋に準じる。	
同第4号	1 山形県指定文化財及び山辺町文化財保護条例（昭和45年3月24日条例第9号）の指定をうけた文化財の所存する土地、家屋のうちその所有者、又は使用者の使用収益が制限されている場合における当該部分に係る固定資産	全部	当該事由の存続する期間中に到来する納期について納付すべき税額について適用する。
	2 宗教法人に準ずる神社又は寺院が専らその本来の用に供するもの（有料で使用させるものを除く。）		
	3 賦課期日後に相続税法等の規定により金銭による納付の代わりに物納された土地、家屋でその所有権を物納者から国へ移転する登記手続が完了しているにもかかわらず、固定資産課税台帳に物納者が納税義務者となっているもの		

（対象部分）

第3条 減免の対象となる部分は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める部分とする。

- (1) 土地 当該施設の用に供する部分
- (2) 家屋 当該施設の用に供する部分

(3) 区分所有に係る土地及び家屋 当該施設の用に供する部分に係る区分所有の部分

(4) 償却資産 当該施設の用に供する部分

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この告示は、平成23年1月1日から施行する。